自然公園施設管理規則（昭和五十一年広島県規則第三十一号）新旧対照表

改正後	改正前
別表（第九条関係） 二 1　教育又は訓練を目的とした幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者の一〇人以上の団体	別表（第九条関係） 二 1　教育又は訓練を目的とした幼保連携型認定こども園園児、幼稚園園児、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒の一〇人以上の団体